

三宅村議会だより

発行 / 三宅村議会
平成二十二年七月二十八日発行
東京都三宅島三宅村阿古
四九七番地
電話 〇四九九四・五〇九五六

三宅村議会

第二回定例会

平成二十二年三宅村議会第二回定例会が六月十六日に開催されました。

一般質問後、三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例の一部を改正する条例他の議案・報告、十一件を審議、いずれも原案どおり可決・承認しました。

村政を問う (一般質問)

一般質問は二名の議員が行いました。その要旨を発言順に掲載いたします。

平川 大作 議員

問 税について

この問題も議員としての責任において、一年以上質問してきました。ですが税金の使い方、損失をかけても誰も責任を取る者がいないことに皆さんお怒りでした。

この度の全員協議会の報告においてその責任を認めていただいた訳ですが、今後はまず村民に対しお詫びし、二度とこのような事がないように、どうして今回のようなことになったかをしっかり究明するべきです。そして今後の対応策を考え、報告すべきです。そうして、失った信頼を取り戻す為に最大限努力すべきであると考えるが、以上を述べた上で質問します。

債権失効の原因・責任は村長にあると皆さん言っているが、その認識はあるか。

答 村長

村税の未収金のうち、すでに消滅時効が成立して徴収不能となっている債権について、平成二十一年度において不納欠損処分を行いました。私はこの問題を重く受け止め、自らの任期中に精算すべきものだと考え、不退転の覚悟で決断したものです。これらの債権は過去の業務運営に起因する問題とはいえ、税の公平あるいは公正な負担の観点から極めて大きな問題であり、こうした事態を招いた村

の責任はけつして免れるものではないと強く認識をしている。言うまでもなく私自身その責任の重さを十分に自覚している。なお、この度の不納欠損処分を行ったことについて、はじめに納税してきた多くの村民の皆様方に対し申し訳なく、この場をお借りして衷心より陳謝を申し上げます。なお、今後につきましては職員を叱咤激励し、職員一丸となって債権確保に最善の努力をするとともに村の置かれた現実を直視し、速やかな信頼回復を求め、努めてまいれる所存です。

◎高齢者対策について

問一 介護予防事業の拡大や地域サロンの活動などの地域に根差した支援事業については、今担当課長に検討するように指示しているということだが、その後どこまで進んでいるのか。

答 村長

介護予防事業等の拡大について、これらの事業の実施にあたってはマンパワーの強化が必要であると認識をしておるところです。今年度から保健師を一名から三名へと体制強化を図ったところです。

答 村民生活課長

地域サロンについては、人材の確保、予算の問題もございます。も

う少し検討が必要かなと考えています。特に人材の確保につきましては、他の事業でもその確保に非常に苦慮しているところです。継続性のある事業として十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。次に介護予防事業ですが、本年度から保健師を三名体制にいたしました。介護予防だけでなく、議員ご指摘の医療費抑制の点から、健康増進事業を考えているところです。

問二 実態把握をし、二階建ての村営住宅の階段をスロープに出来ないか。または一階への住み替え、居住地の移転は出来ないか。

答 村長

現実に現在の建物は、安全、勾配の確保が出来ず、現状での建物構造では改良は非常に困難だなどこのように認識している。なお、住宅の入居の入れ替えについては、すでに現在も本人からの申請に基づいて優先的に対応しておるところです。

◎燃油問題について

問一 このガソリン問題は、平成二十一年第二回定例会において離島審議会、町村会において対応しているということだったが、この問題は悠長な事を言ってい

られる問題ではないので進展があったものとして、その後どうなったかお聞きしたい。

答 村長

燃油の価格問題については、全国の離島振興協議会や、あるいは東京都町村会を通じて国や東京都へ価格安定制度の創設や海上運賃補助の適用などの要望などを行ってきました。東京都の町村会、あるいは議長会での平成二十三年度東京都市算要望、予算編成に対する要望事項でも引き続き強く要望を行ってまいりたい。

問二 公用車のガソリン、軽油、灯油はどの様な方法で入手されているのか伺いたい。

答 村長

公用車の燃料の調達の方法は、一般の公用車については特段の取り決めをしていない、ケースバイケースの中で給油していく。企業課のバス、あるいはふるさと湯の灯油については半年ごとに複数社からの見積もりを取って業者を決定している。

◎バイクフェスタについて

問一 雄山でやるということだが、ガスによる規制地域がある本村において、現在規制が解除されていない雄山でやるということは高濃度地区住民の感情を逆撫でするこ

とにならないか。

答 副村長

これまでのバイクイベントと同様に火山ガスに対する安全確保に関する条例を順守して実施してまいります。高濃度地区の方々に特別に説明するということは考えてございません。

問二 使い方を間違えると凶器となり得るバイクを小学生の子供に関心を持たせることは、人生を狂わせるような事故を起こす要因になり得る可能性があると思うがその認識があるか。

答 副村長

村としては、子供達がバイクを通して交通安全のルールやマナーを学習し、交通安全の正しい考え方を身につけてもらおうということを目的に、現在キッズバイクスクールを実施しているところです。

問三 ガス・天候等により昨年と同じく、かけた経費が無駄になることはないか。

答 副村長

どのイベントの実施におきましても火山ガスあるいは天候の影響を無くすことは出来ないのが実状です。経費が無駄になったというふうには考えておりません。

寺澤 晴男 議員

今定例議会には一問二項目を通告していますが、先日の議員全員協議会で『三宅島勤労福祉会館』の三宅村への移管を進言したが、村にその意思はなく、また十一日開催の支庁事業説明会でも「断念」の説明があったので、極めて残念・不本意ですが、同件の質問を取り下げ、以下の質問を行います。

◎住民の知る権利と行政の説明責任について

問一 住民への説明会 懇談会の開催日程 内容等について伺います。

いま開会中の国会では、政府の説明責任の無さを各党代表質問者がこぞ指摘している。昨年の村の説明会で「来年の説明会は全地区で全住民を対象に開いてほしい」と要望されている。今年はどうするのか、伺います。

答 村長

六月十八日には各団体長に今年度の事業内容を。十一月頃三地区で全住民対象に来年度の要望や意見を伺います。

再質問

団体長だけに説明してもなかなか住民には伝わりにくい。その責

務を負わせる訳にはいかない。村の事業や重要案件は村の責任で全住民に説明すべきだ。

問二 議員研修、先進地視察を終え、改めて本村の重要課題を問う問① WERIDE三宅島 バイクフェスタ)の方向転換のリスクと高濃度地区対策の整合性と昨年度の決算書の提出を求める。

本件に関する説明では「雄山牧場近くのダム周辺にコースを特設し、オフロード(道路不使用)で行う」という。あえて火山ガスの噴出口近くにコースを設けるのは、いままでとはケタ違いのリスク(危険等)が伴う。競技者や関係者、観戦者(村民・来島者)に対するガス対策費や会場設営費等の負担増が自明の理ではないか。更に高濃度地区民への居住禁止措置と整合性を住民にどう説明するのか。併せて昨年度の決算書の提出を求めます。

答 副村長

十一月実施予定のバイクフェスタは「七島展望台から雄山榎沢砂防ダム周辺」を結ぶルートでのオフロードレースとなる。今までと同様に火山ガス安全確保条例を順守する所存です。高濃度地区では火山ガスの健康への長期的影響、イベントでは短期的影響を考慮しての

措置です。また決算書は議会終了までに配付いたします。

問②被災住宅等の撤去と生活再開支援策の関連性について説明を

最近「オレ達のことなんか、村は何も考えていない……」等の声を耳にする。また皮肉たつぷりに、村への反感と抗議を込めた看板が掲げられている。せっかく、高濃度地区の被災者家屋等の撤去条件が緩和されても、家主は「村から何も言っていない」と常に「受け身・待ち」の姿勢だ。広報みやけ(四月号)には同件の記事が掲載されており、村も努力してはいるが、当事者は気付いていない場合が多い。生活再開支援金受給との関連で解体申請をためらっている方もいる。何等かの方法で説明を望む。

答 村長

義援金は、指定解除時に家屋の有無に関係なく、発災時に自己名義の家屋があれば受給できます。

問③三池地区のカサ上げ事業に伴う個人所有地の買収について

問イ)二つの高濃度地区対策委員会の各答申の違いは

村では同地区対策のため二つの委員会を設置した。先(二十年)の委員会は住民の意向調査のまとめと再生メニュー作り。後(二十一年)

のは、三池地区のカサ上げに限定し、事業の具体策の検討だが、中間答申しか出ていない。村は各関係機関に要望しているが、最終(本)答申での全体像を描かずに、本計画とするのか。

答 村長

初めに設置した検討委員会各地区の課題、メニューづくりを、次の委員会で三池地区のカサ上げについて具体的な検討を頂いた。

再質問

後の委員会は未だ中間答申しか出ていない。これを全体像とするのか。

問ロ)本事業実施に係る適用法令と根拠 条文 条項等)の説明を

三池地区住民は『三池地区住民復興協議会』を設立し、同会ニュース(第二号)には「村で各地区内の全ての土地(被災前の価格)や家屋を買収する」と図解つきで説明し、要望書も村に提出したとある。経過説明自体は間違っていないし、組織活動としては当然だ。国に類似(買収に係る)法がない訳ではないが、適用条件が厳しく、今の三池地区には適用できず、また多くの住民は望まないと思う。法的根拠もあいまいのまま住民に期待させ、最終的に「できない」では行政の責任は免れないし、住民が可哀

想じゃないか。事業完了後の全体像はどう描くのか。

答 村長

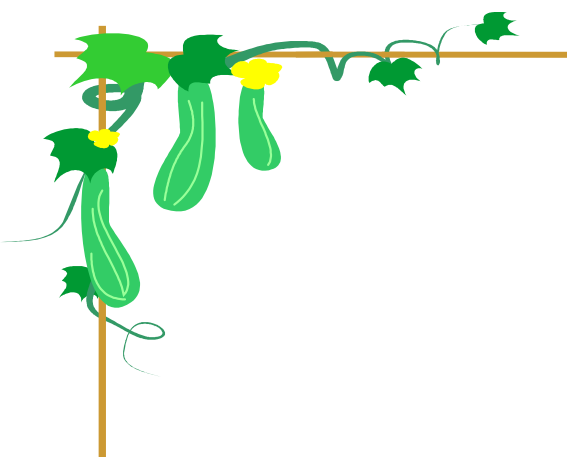
中間答申を頂いた時点で法律や条例等の適用は難しいと認識していた。先日の防災担当大臣の来島時にも要望し、引き続き実現の糸口をつかんでまいりたい。

再質問

村長の「やる」という意気込みに敬意を表するが、この問題はあなた任せに見えてしまう。地区限定の課題はていねいに誠意をもって説明責任を果たしてほしい。

答 村長

今後とも各事業の説明をしっかりとやってまいりたい。



人工透析に関する請願について

平成二十一年十二月四日付で提出された同請願書（請願者・三宅章三氏ほか四名、紹介議員・浅沼徳廣）については、平成二十一年第四回定例会において、経済厚生常任委員会（谷寿文委員長）に付託されました。

その結果、平成二十二年第二回定例会において次の委員会報告がありました。

本常任委員会に付託された「人工透析に関する請願」についての審査にあたり、その経過概要と、審査に関する意見および結果を報告いたします。

審査にあたっては経済厚生常任委員会と総務文化常任委員会の連合審査とし、近似町村（新島村）の現地視察や委員会への診療所医師の出席による意見聴取など、計六回の委員会を開催いたしました。

その結果、実施にあたり解決すべき問題となる主な点は次のとおりです。

○診療所運営体制において、常勤医師一名（派遣医師除く）および専門技師一名の確保と、担当看護師の養成と増員が必要となる。

○透析機器導入にあたって大規模な診療所の改築整備が必要となる。

○新島村を参考にすると、直接・間接的に年間で約五千万円の経費支出が想定され、国保会計の累積赤字および、高額な国保税滞納解消による会計の健全運営化が必要となる。

以上の審査（調査）の内容から、近々年度の透析事業の導入はかなり厳しいという実情であることは常任委員共通の認識となった。しかし、人工透析事業導入を期待する多くの村民の願意に因應べく、行政においてこれら諸問題の早期解決に向けた努力を求めするため、本請願は「採択」といたします。

以上、報告いたします。

経済厚生常任委員会 委員長 谷 寿文

この委員長報告について本定例会において採決した結果、本請願については採択することに決しました。

岩手県葛巻町を視察

町村運営で成功している先進地として有名な「葛巻町」を議員全員で視察してきました。おもな概要は次のとおりです。

「目的」

精力的な「議会改革」への取り組みと、徹底した「地場産業振興を核とした町づくり」への取り組みについて、視察を通じて今後の議会活動に反映させるため。

「日程」

平成二十二年五月二十四日～二十五日

（現地）

「報告」

視察についての目的である「議会改革」については、

①すべての提案議件の委員会付託による議論の徹底化。

②一般質問の二問一答制。

③議会だよりの充実、議会の庁内放送等による積極的な広報化。

④住民からの書面による『私の意見』の随時受

付け。

⑤住民参加の機会創出のため、各種委員会への議員の就任禁止。(法定以外)

⑥各地域での議会報告・懇談会の開催。また今後の取り組みとして、町内全戸への議会ライブ放送、通年議会(年一会期制)の導入など、活発な議会改革への展開について中崎葛巻町議長より説明を受け、予定時間を大幅に超える質疑応答が活発に行われました。

この視察から、三宅村議会も改革の一環として、住民との報告・懇談会と一般質問一問一答制の実施について、早速議論を始めています。

もうひとつの目的である「町づくり」については、典型的な森林地域という特性から、酪農と林業にクリーンエネルギー(風力・太陽光・バイオマスなど)を導入して、これら資源を活用した産業創設を第三セクター方式の公社を設立して町主導により展開。牧場に研修施設やレストラン、売店などを併設して観光名勝地となった『くずまき高原牧場』や、林業において邪魔物である山ぶどうを原材料にした『くずまきワイ

ン工場』などは、過疎化の進む中での雇用の創出につながり、若者が定着するようになった。また林業においても、近代建築基準に合致する集材材に加工することで、民間建設業者との業務提携で年間百五十戸の新築家屋の販売を行うなど、販路を確保することによる林業の安定化を実現しています。そして驚くべきは、それら事業はすべて黒字ということであります。

「何もないから、あるものを活用しただけ」と謙遜する中崎議長という言葉の裏には、歴代の多くの葛巻町民の努力があつたに違いありません。

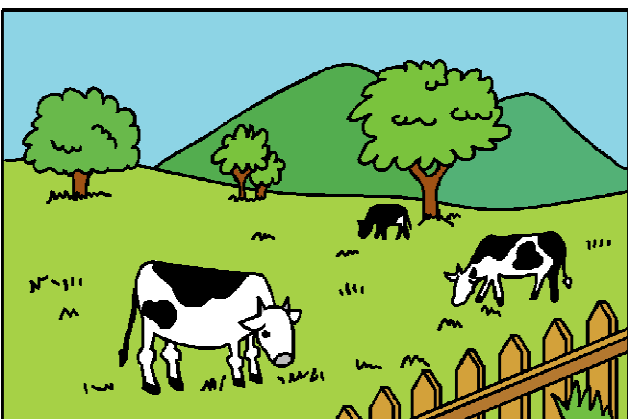
三宅村は自然の宝庫と言われながらも、農水産業、観光産業ともに頭打ちの状態にありますが、今一度、原点を見つめ直す作業が必要であると考えます。

また感銘したのは、『良い地域づくりをするためには、議会での議論は徹底して行い、それで決めたことは行政・議会・住民が一枚岩で協力することが必要だ』という、中崎議長(議長職三期目)の経験から導かれた言葉でした。

ひとつの目標に向かって一致団結。まさに三宅村がいまその時であるのではないでしょうか。

年間で三百回を超える視察団がこの葛巻町に押し寄せることが物語るように、地域づくりのお手本としてのヒントが随所に見られました。今後、議員個々の活動に大いに反映してまいりますと考えます。

終わりに、公務多忙の中、快くご対応いただいた中崎葛巻町議長、またごあいさついただいた鈴木葛巻町長に心より感謝申し上げます、議会先進地視察報告(概要)といたします。



議長報告

平成二十二年三月から
平成二十二年六月まで

四月六日(火)

○平成二十二年東京都市町村議
会議員公務災害補償等組
合定例会出席(府中市)

四月八日(木)

○東京都島嶼町村一部事務組
合定例会(港区)

五月十三日(木)

○東京都町村議長会臨時総会
出席(千代田区)

○東京都町村議会議員研修会
出席(千代田区)

五月十八日(火)～十九日(水)

○全国議長会正副議長研修会
出席(港区)

五月二十二日(土)

○島じまん二〇二〇オープニング
セレモニー出席(港区)

五月二十四日(月)～二十五日(火)
○三宅村議会行政視察
(岩手県葛巻町)

六月六日(日)

○WERIDE三宅島お台場プレイ
ベント参加(港区)

議会報告

【諸般の活動】

三月十九日(金)

○三宅村立三宅中学校卒業式
出席

三月二十六日(金)

○三宅村シルバー人材センター第
二回定期総会出席

四月十八日(日)

○中井防災担当大臣来島時対応

五月二十八日(金)

○三宅村シルバー人材センター第
二回定期総会出席
(副議長代理)

【予定】

平成二十二年第三回三宅
村議会定例会は、九月に開
会されます。
皆様の傍聴をお待ちして
おります。

【編集後記】

議会に対するご意見、ご要望が
ありましたらお寄せください。

議会だより編集委員会

浅沼 昶
平川 大作
長谷川 崇

